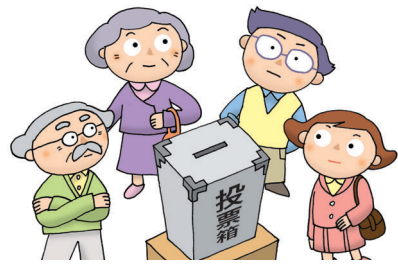


国民投票の投票権とは

国民投票の投票権は、成年被後見人を除く、年齢満18歳以上の日本国民が有することとされています。

ただし、憲法改正国民投票法が施行されるまでに、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢などを検討し、必要な法制上の措置をとるものとされています。

また、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することになります。



Q&A



憲法改正が国民に提案されるのは？

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。

両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、**国会が憲法改正の発議**を行い、国民に提案したものとされます。



憲法改正が国民に承認されるためには？

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の**2分の1を超えた場合**は、国民の承認があったものとなります。



憲法を改正するところが複数あったら？

憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、**それぞれの改正案ごとに一人一票を投**じることとなります。



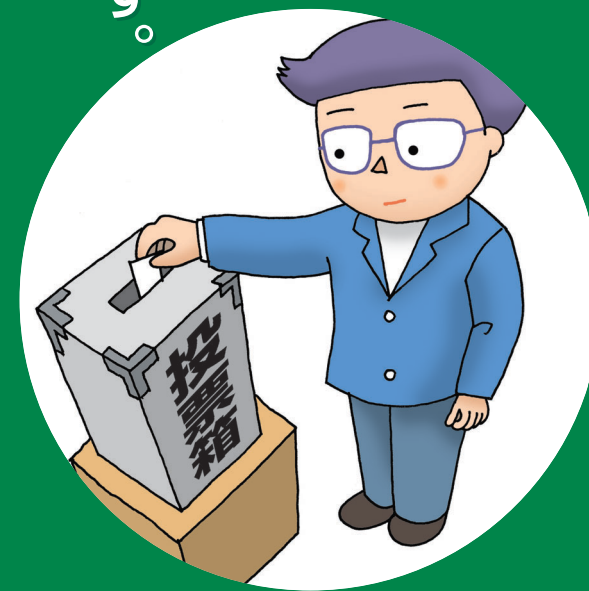
 **総務省**
MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications
〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館
03-5253-5111 (代表)
<http://www.soumu.go.jp/>

「ご存知ですか？」

が施行されます。

「憲法改正 国民投票法」

平成22年5月18日から



総務省

「憲法改正国民投票法」 って何だろう？

日本国憲法第96条(9)では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。

国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続きを定めた法律が「**日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)**」です。

憲法改正国民投票法は、平成19年5月14日に成立し(5月18日公布)、**平成22年5月18日から施行されます。**

Q日本国憲法第96条

- ①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。



憲法改正国民投票の流れ

詳しくは [総務省ホームページ](#) をご覧ください。



国会

憲法改正原案の発議

- 衆議院議員 100名以上の賛成
- 参議院議員 50名以上の賛成

衆参両議院にて憲法改正原案 可決

先議の議院

原案の提出を受け、憲法審査会での審査・本会議における可決を経て、後議の議院へ送付します。

1. 憲法審査会での審査

- ※ 両議院憲法審査会の合同審査も可能です。
- 憲法改正原案等を審査する常設機関

2. 本会議での可決

- ※ 衆議院及び参議院本会議にて総議員の **3分の2以上** の賛成で可決。

後議の議院

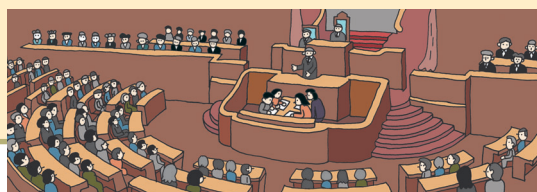
憲法審査会での審査を経て、本会議にて可決。

憲法改正の発議

- 国民に憲法改正案の提案がされる
- ※ 内容において関連する事項ごとに区分して発議されます。

国民投票期日の決定

- 憲法改正の発議後 **60日から180日以内**
- ※ 具体的な期日は、国会にて議決されます。



広報周知 国民投票運動

広報周知

● 国民投票広報協議会の設置

各議院の議員から委員を10人ずつ選任

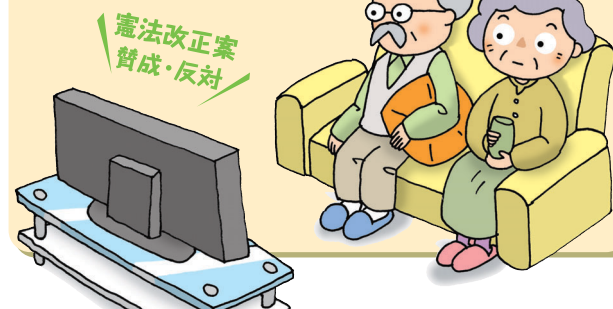
憲法改正案の内容や賛成意見及び反対意見などを掲載した国民投票広報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

● 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会

国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続きに関して必要な事項を国民に周知します。

国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をするよう、又はしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないように留意することとされています。



投票

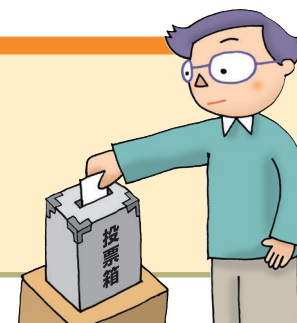
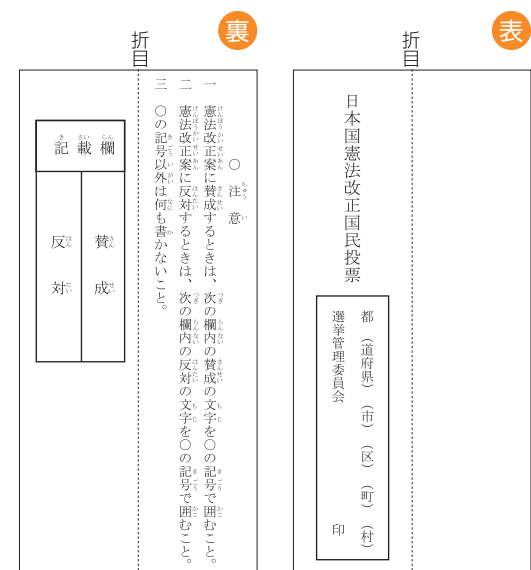
投票

● 投票方法

投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に記載された賛成又は反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

● 投票用紙



開票

国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは

賛成投票の数が投票総数*の

2分の1を超えた場合

※ 賛成投票数と反対投票数の合計数

憲法改正の公布の手続き

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

投票結果は、官報で告示されます

